第四十二号の十二の十一様式(第八条の二の三関係)(A4)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される 同法第18条第10項の規定による適合するかどうかを決定する ことができない旨の通知書

第 号

年 月 日

国の機関の長等様

指定構造計算適合性判定機関

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内にを被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け第 号

2. 建築場所

(理由)

(備考)